

記載例

資金管理団体でなくなった日から7日以内に届け出ること。

資金管理団体でなくなった旨の届（解散等）

【提出部数】
全国団体3部、県内団体2部

届出日 令和〇〇年 7 月 6 日

総務大臣
千葉県選挙管理委員会様

届出書を提出した年月日
(資金管理団体でなくなった日以降の届出となる)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、記載する住所は公職の候補者等個人のものとなる。(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

氏名	千葉 一郎
(※《注意》参照)	
住所	千葉市中央区市場町1-1
(※《注意》参照)	

資金管理団体でなくなった日を記載し、その理由を選択する。

下記の政治団体は、令和〇〇年 7 月 1 日に

- 資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと
- 資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと
- 解散したこと
- 法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと
- 資金管理団体の届出をした者が死亡したこと

により

資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記	
1 資金管理団体の名称	ちば一郎後援会
2 主たる事務所の所在地	千葉市中央区市場町1-1

公職の候補者等の死亡の場合は、新たに選任された代表者が届出を行う。(必ず代表者異動の届出が必要となるので留意のこと。)

届出されている最新の状況と一致すること。

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 7 月 6 日

氏名	千葉 一郎
(※《注意》参照)	

《注意》

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 資金管理団体でなくなった日から7日以内に届け出ること（全国団体3部、県内団体2部）。
- () の「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」の該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等すること。
- 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、() には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

PA (D・P・M・E) SI SE